

出題の趣旨

問1

本文では、法というものが社会の要請を実現するための技術であるとしたうえで、その要請は、どんな時代かどんな社会かによって変遷するものであるということを前提に、いくつかの類型に区別して法の機能が説明されている。そこで本問では、法の「第一次統制機能」あるいは「第二次統制機能」など、キーワードを正確に理解したうえで（読解力）、筆者の考える「法の機能」について簡潔にまとめること（構成力）が求められている。

問2

本文では、法は、権力による社会統制の技術（秩序維持）である一方で、権力そのものを統制する技術（自由の保障）でもあるという、相反する側面を有することが説かれている。そこで、解答者は、このような法の機能上の特色について、近時、報道等でも盛んに取り上げられた侮辱罪の厳罰化という具体的事例に即して考察することで、今般の法改正の意義およびそれに対する批判的見解を説明することが求められている。また、刑の厳罰化による侮辱行為の減少という秩序維持を重視することで今般の法改正に賛成（是）か、あるいは自由な表現行為の萎縮効果を重視することで法改正に反対する（非）かについて、解答者自身の意見を説得的に開陳すること（思考力・構成力・表現力）が求められている。